





# 認定こども園の整備・運営事業者の募集について

## 事業の実施に伴う財政支援

### 1 国の制度に基づく支援(国庫補助)

幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、保育を実施する部分については、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」、教育を実施する部分については、文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」の制度に基づき補助金を交付します。

この補助金は、国が補助基準額の1/2、市が1/4を負担するもので、令和4年度の単価に基づき算定した上限額は、244,125千円（内訳：国 162,750千円、市 81,375千円）になります。（下表参照）

（単位：千円）

	保育所部分		認定こども園部分		補助基準額合計
	定員	補助基準額	定員	補助基準額	
本体工事費	定員71~100名	199,600	定員20名以下	110,400	310,000
設計料加算		9,980		5,520	15,500
合計		209,580		115,920	325,500

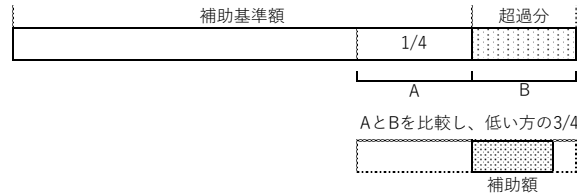
国	市	事業者
1/2	1/4	1/4
162,750千円	81,375千円	81,375千円
325,500千円		
補助基準額		

### 2 市の独自支援

#### ①施設整備に対する補助

上記1に示した国庫補助基準額を超える本体工事費及び設計料のほか、外構工事費、遊具、机や椅子など国庫補助金の対象とならない経費の一部を補助します。

補助額は、基準額超過分と補助基準額合計の1/4を比較し、低い額に3/4を乗じた額とします。



#### ②借入金の償還利子に対する補助

上記1に示した国庫補助における事業者負担額を上限として、金融機関等からの借入により資金調達を行った場合、各年度の償還に係る利子相当額の一部を、借入期間のうち供用開始から最大10年間補助します。

#### ③土砂搬出処分費に対する補助（令和5年度事業限定）

今回の整備地として指定する土地は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。そのため、当該土地から土砂等を搬出する場合は、汚染土として適切な処分を行う必要がありますので、当該費用について、1000万円を上限に補助します。

#### ④土地賃貸料の軽減（令和5年度事業限定）

本事業は、市が指定する土地に認定こども園を整備していただきます。土地については、市と賃貸借契約を締結することになりますが、この賃貸料について、以下のとおり一定期間軽減します。

